

平成30年2月21日
白河市教育委員会
2月定例会会議録

平成30年2月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 平成30年2月21日(水)
開 会 午後3時28分
閉 会 午後5時14分

場 所 市役所 全員協議会室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課等報告

議 事

- 議案第2号 白河市市民体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 白河市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第4号 白河市武道館条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 白河市武道館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第6号 白河市総合運動公園及びしらさかの森スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 議案第7号 白河市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 白河市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第9号 白河市入学一時金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 白河市奨学生選考審査会規則
- 議案第11号 白河市子どものいじめ防止条例
- 議案第12号 白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

そ の 他

- 協議事項 白河市文化芸術推進基本計画の策定について
- 協議事項 平成30年度白河市小学校・中学校の入学式の参列について

○ 出席委員

- 教育長 星 浩次 1番委員 金子 英昭
- 2番委員 鈴木 きよ子 3番委員 小松 裕子
- 4番委員 永山 均

○ 出席説明員

- 教 育 次 長 齋藤 稔 教育総務課長 水野谷 茂

学校教育課長 荒川 文雄 スポーツ振興課長 角田 喜一
中央公民館長 双石 正義 図書館長 田中 伸哉
学校給食センター所長 藤田 和宏
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長 根本 秀一
学校教育課主幹兼課長補佐兼管理係長 近藤 明
学校教育課指導主事 稲川 竜寿 学校教育課指導主事 長田 修一郎
市長公室参事兼文化振興課長 辺見 正則 文化振興課主任主査 加藤 京子

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 宮尾 宏樹 教育総務課副主査 佐々木 奈緒美

【午後 3 時 28 分開会】

- 教育長** これより平成30年白河市教育委員会2月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

日程第2 会期の決定

- 教育長** これより日程に入ります。日程第2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第4条の規定により本日1日間といたします。

日程第3 書記の指名

- 教育長** 次に日程第3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長補佐、佐々木教育総務課副主査を指名します。

日程第4 報告事項

- 教育長** 次に日程第4、報告事項に入ります。1点目としまして、本日、教育福祉常任委員会で釜子小学校改築現場の現地調査を行ない、現在の進捗状況について確認をいたしました。2点目としまして平成30年度の当初予算案の概要が示されましたので、後ほど、教育総務課長より説明させます。3点目としまして、小中学校の第3学期開始直後に、インフルエンザが流行し始め、1月末から2月の第1週頃がピークとなりましたが、現在は減少しつつあります。学校は年度末を迎え、様々な行事や中学校においては高校入試など、緊張を強いられる時期でありますので、児童生徒の事故防止に努めながら、指導にあたって欲しいと各校長に伝えたとところであります。
- 以上、3点を報告いたします。

- 教育長** 次に、各課からの報告に入ります。既に、今定例会において報告すべき事項が配付されておりますので、各課からの報告事項については省略いたします。なお、報告事項の内容に補足がありましたら、報告願います。

- 中央公民館長** はい、教育長。前回の定例会において質問のありました大信地区の団子さしですが、信夫一小が3年生、信夫二小が1、2年生、大屋小学校が1、2年生を対象に公民館職員2名が出向き、道具、原材料等を持ち込み、地元の高齢者の方3名に手伝っていただいで実施しています。

- 教育総務課長** はい、教育長。先ほど教育長から話がありましたが、平成30年度の当初予算の概要ですが、教育委員会関係では拡充事業の主なものとして、「いじめ・不登校防止対策推進事業」、「奨学資金貸与事業」、「トイレ環境整備事業」など、継続事業

の主なものとして、「人材育成奨学金給付事業」、「釜子小学校建設事業・大規模改修事業」、「白河の歴史文化再発見事業」など、新規事業としましては、「子どもの体力・運動能力向上事業」、「白河第一小学校施設設備改修事業」、「図書館情報システム及び地域交流会議室予約システム更新事業」などです。

○**教育長** これより一般質問に入ります。ただいまの教育長からの報告及びお手元にある報告事項、またただいま説明しました当初予算の概要並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○**永山委員** はい、教育長。食育についてですが、どこの学校でも実施しているとは思いますが、各校の回数にばらつきがあるように思うのですが、授業実施は校長先生の判断なのか、年間を通して回数が決められているのかお聞きしたい。

○**学校教育課長** はい、教育長。まず、食育の授業については、自校給食の栄養士が常駐している学校と学校給食センターから配食されている学校とで違いがあり、基本的に食育は教育課程の中に含まれていますが、給食センターの配食校については全てに栄養士が行くことは困難で、近い学校は要請して来ていただいたりしているが、そのほかの学校では、養護教諭や担任が行なうなどして食育を実施していますが、栄養士が行けるかどうかという点で各校のばらつきがあります。

○**永山委員** はい、教育長。外部から講師を呼んで実施することもあるのですか。

○**学校教育課長** はい、教育長。県南教育事務所から来ていただいて実施することもあります。

○**永山委員** はい、教育長。最近では、和食が栄養のバランスも良く、地域の文化にも根付いているということで、見直されてきているが、改めて子どもたちに和食の良さとか、食品ロスとかを食育の中に入れていただきたいと思いますが、授業の内容は、栄養士が決めるのですか。

○**学校教育課長** はい、教育長。地域の実態や、学年などに応じて、また食生活のスタイル等に配慮しながら各学校で内容等を工夫して実施しています。

○**鈴木委員** はい、教育長。学力向上英語研修会を見させていただきました。電子黒板を使ったり、カードを使ったりして、子どもたちには分かりやすく、楽しく授業をしていたが、その準備等、努力されているのだなあと感じた。これから本格的になると思うが、小学校の先生方、大変だろうと思いますが、心身ともに元気でやっていただきたいと思います。

- 学校教育課長** はい、教育長。見ていただいたと思いますが、授業の中で電子黒板が役立っていて、その電子黒板が、来年度導入されます。かなり大きなものですので、階数の移動はしないように、フロアでの移動で済むように配備する予定です。
- 金子委員** はい、教育長。小学校で外国語授業が増えることによって各学校ではどのような時間をそれにあてるのですか。
- 学校教育課長** はい、教育長。まず増加する15時間分は、基本的には6校時を増やして対応、またはもともと臨時休校等に対応するためにとっている余剰時間を使うなどして、来年度は対応する予定です。
- 教育長** 移行措置の期間は、総合学習の時間を充当しても良いことにはなっていますが、本市は総合学習の時間は使わずに実施します。
- 金子委員** はい、教育長。移行期間はそのように対応して、2020年に本格的に新学習指導要領になって35時間になったときに、県内の動きを聞くと、夏休みを短くするとかというのもあるようですが、何か考えていることはありますか。
- 教育長** 夏休みの短縮などについては、白河市だけでなく、西白河、さらには東白川を含めて、各市町村の教育長の会合等の中で課題を整理しながら足並みを揃えてやっていくといくという方向で検討しています。少なくとも来年度からの動きはありません。
- 金子委員** はい、教育長。選択肢としては夏休みを短くするとか、土曜日に授業をやるとか、その辺が主な選択肢になってくると思いますが、どう考えていますか。
- 教育長** 土曜授業を増やすという選択は可能性としては低いですが、夏休みを短くするのかという部分で、休みの前後どちらを調整するのかとか、何日短縮するのかなどが検討の課題になってくると思います。
- 小松委員** はい、教育長。他市の予算の中で中学校の部活動支援員の予算が計上されていましたが、白河市でもそのような予算、あるいは先生の負担軽減についての取り組みはありますか。
- 学校教育課長** はい、教育長。先生の負担軽減については、外部指導者ということではなく、週に1回は部活の休みをつくるとか、土日のうち1日は休むとか、あるいは時間を決めて取り組むというような対応をしています。先ごろ、県のアクションプランで教職員の負担軽減が示されましたので、それに従って来年度は先生方の負担を減らすように考えています。また外部指導者についての補助事業があったため、各校に意向調査を行ないましたが、8校中1校希望があったものの、誰に頼んでいいか分から

ないということで、人材確保の点で課題があり、次年度は実施の予定はありません。外部指導者として任せられる方が地域にいいのかどうかということも含めて学校に検討していただいて、平成31年度に実施するかどうかについて学校と相談しながら検討していきたいと思います。

○**教育長** それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第5 議事

○**教育長** 次に日程第5、議事に入ります。はじめに、議案第2号「白河市民体育館条例の一部を改正する条例」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**スポーツ振興課長** はい、教育長。議案書の1ページをご覧ください。現在、市民体育館条例では使用料を徴収しないこととなっていますが、白河中央体育館や表郷体育館など、また、野球場や多目的グラウンドなどは、白河運動公園条例に基づき使用料を徴収しており、公平性を欠く状況であることから、他の体育関係施設と同様に、使用料の設定及び納入に関する規定を定めようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○**金子委員** はい、教育長。使用料の算定基準についてだが、条例で上限を決めて、実際の使用料は各指定管理者が決めていくということですか。また今回の条例改正の施行日が7月となっているのはなぜですか。

○**スポーツ振興課長** はい、教育長。使用料の決定については、そのとおりです。おそらくは上限額となるものと思われる。また、施行日については、利用者に負担を強いることとなるため、周知期間として3ヶ月をとって7月としました。

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第3号「白河市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則」を

議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**スポーツ振興課長** はい、教育長。白河市市民体育館条例の一部改正に伴い、使用料の減免及びその手続きなどについて定めようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第4号「白河市武道館条例の一部を改正する条例」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**スポーツ振興課長** はい、教育長。改正内容については、先ほどの白河市市民体育館条例の一部を改正する条例と同様に、公平性及び受益者負担の観点から、使用料の設定及び納入に関する規定を定めようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第5号「白河市武道館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**スポーツ振興課長** はい、教育長。白河市武道館条例の一部改正に伴い、使用料の減免及びその手続きなどについて定めようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第6号「白河市総合運動公園及びしらさかの森スポーツ公園の指定管理者の指定について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**スポーツ振興課長** はい、教育長。白河市総合運動公園及びしらさかの森スポーツ公園については、平成27年4月1日から3年間の指定期間が3月31日で満了となることから、引き続き、指定管理者として管理を行わせるため指定しようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第7号「白河市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。今回の条例改正の主なポイントとして二つあります。一つ目としまして、これまで返還期間を10年以内としていたものを、5年延長し、1

5年以内とし、返還に係る経済的負担軽減を図るものです。二つ目としまして、奨学金の返還免除の要件としまして、貸与を受けていた方が大学等を卒業後、5年間本市に住所を有し、かつ、その間、就業していた場合は、貸与した奨学金の一部を免除するというものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○**金子委員** はい、教育長。利用者にとって良い方向の改正だと思いますが、例えば、中途退学の人はどうなりますか。

○**教育総務課長** はい、教育長。中途退学者につきましては、卒業していないので免除要件には該当しません。

○**金子委員** はい、教育長。中途退学して、また別なところに入学して奨学金を申請したときとか、留年した時とか、様々なケースが考えられると思うので、そういうところも考えておかなければならないと思う。

○**教育総務課長** はい、教育長。中途退学後、また別なところに入学し、改めて奨学金を申請した場合に、申請の要件を満たし、かつ審査会において決定されれば、該当となります。留年した場合については、貸与は正規の修学期間になるので4年生の大学であれば4年間のみとなります。

○**金子委員** はい、教育長。卒業後に5年間市内に住所を有するという部分について、卒業後すぐに市内に住所を有しないとならないのか。また、5年間住所を有していた後、市外に転出した場合はどうなりますか。

○**教育総務課長** はい、教育長。卒業後、すぐに市内に住所を有しなければならないということではない。また、要件を満たした後、市外に転出をした場合でも、一度要件を満たしているので、問題はありません。

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第8号「白河市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」

を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。条例改正に伴う文言の修正と、返還の一部免除に関連した改正です。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第9号「白河市入学一時金貸与条例の一部を改正する条例」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。要件についての追加と文言の修正です。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第10号「白河市奨学生選考審査会規則」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。本規則については、もともと要綱として定めていたものを規則としたものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第11号「白河市子どものいじめ防止条例」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。いじめ防止対策推進法制定後、本市では、いじめ防止基本方針に基づき実践をしてきました。その実践の成果が、本条例になって結実したとご理解いただければと思います。条例が制定されることにより、市民一丸となっていじめ防止ができると考えております。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第11号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第12号「白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。障害児就学指導審議会委員及び障害児就学指導審議会専門調査員の報酬について条例に規定しようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第12号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 その他

○**教育長** 次に日程第6、その他に入ります。協議事項といたしまして、「白河市文化芸術推進基本計画の策定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○**文化振興課長** はい、教育長。本市では、平成28年10月の白河文化交流館コミネスの開館に合わせ、「白河市文化創造都市宣言」を行い、文化芸術振興の基本理念等を明らかにするために、平成29年3月には「白河市文化芸術推進条例」を制定しました。さらに、この「白河市文化芸術推進基本計画」を策定することにより、本市の文化芸術振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進し、文化芸術の持つ創造性や社会への波及力を効果的に活用する「文化創造都市」を目指そうとするものです。

○**金子委員** はい、教育長。非常に盛り沢山の内容で、白河市が文化創造都市を目指しているのだなど実感できる内容になっているなと思いました。

○**教育長** それでは、白河市文化芸術推進基本計画の策定については、本委員会としては、異議はないということで回答したいと思います。

○**教育長** 次に協議事項の二つ目といたしまして、「白河市小学校・中学校の卒業式の参列について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。資料をご覧ください。まず、参列者ですが、ご覧の通りとなっておりますので、参列をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対し、ご意見などがございましたらお受けいたします。

【なし】

○**教育長** それでは、以上をもちまして白河市教育委員会 2 月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

【午後 5 時 14 分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

平成30年3月23日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員